

令和 7 年度男性育業推進リーダー事業奨励金 令和 6 年度からの主な変更点

	令和 7 年度	令和 6 年度
申請要件（常用労働者等）	常用労働者（登録型派遣労働者を除く。）を 5 名以上雇用していること。<u>そのうち 2 名は男性労働者であること。</u> 常用労働者は 5 名とも、①～④に該当していること。 ① 都内に勤務実態がある ② 雇入れ日から 6 か月以上継続雇用されている ③ 雇用保険被保険者（加入期間を問わず、休業中を含む） ④ <u>派遣、出向、請負又は委任ではなく、申請企業以外の企業等と兼業・兼職等の関係にない</u>	都内勤務の常用労働者を 5 名以上、かつ 6 か月以上継続して雇用しており、かつ雇用保険被保険者（加入期間は問わず、休業中を含む）であること。 <u>育業対象となる男性労働者が、中小企業等は 1 名以上、中堅企業等は 3 名以上在籍していること。</u>
申請要件（グループ企業等）	中堅企業等、中小企業等とも、都内で事業を営んでいる<u>グループ企業等（申請企業が実施する本事業に関する取組について、連携・協力することに同意した企業等をいい、会社法第 2 条第 3 号の 2 に定める子会社等に限らない。）</u>が 1 社以上あること。	中小企業等は、都内で事業を営んでいる<u>グループ企業（会社法第 2 条第 3 号の 2 に定める子会社等）</u>又は連携企業等が 1 社以上あること。 中堅企業等は、<u>原則として、都内で事業を営んでいるグループ企業が 1 社以上あること。</u>そもそもグループ企業がない場合は、連携企業等が 1 社以上あること。
申請要件（リーダー）	過去 <u>5</u> か年度に、同一の子につき合計 30 日以上<u>の育業をした男性労働者等</u>が 1 名以上在籍していること。	過去 <u>2</u> か年度に、同一の子につき合計 30 日以上<u>の育業をした男性労働者等</u>が 1 名以上在籍していること。
申請要件（男性育業取得率）	<u>申請企業の事業年度^{※1}において、交付申請日が属する事業年度の直前の事業年度（申請前事業年度^{※2}）における男性育業取得率^{※3}が 79%（小数点以下は切り捨て）以下であること。</u> ※1 申請企業ごとに異なる（4.1～3.31 ではない） ※2 例：申請企業の事業年度が 10.1～翌年 9.30 で、申請日が R7.7.1 の場合、R5.10.1～R6.9.30 が申請前事業年度 ※3 育児・介護休業法第 22 条の 2 の定めにより男性育休取得率等を公表している企業等は、公表数値と同一の数値を記載すればよい（ただし、育児目的休暇を取得した男性労働者の数を含めている場合は差し引いた上で算出）。	過去 <u>2</u> か年度の男性育業取得率（配偶者が出産した男性労働者のうち、その子について同期間に育業をした男性労働者の割合）が 79%（小数点以下は切り捨て）以下であること。
取組事項（研修会への参加）	<u>撤廃。</u> ※リーダーは、男性育業の知識等を得られる関連動画の視聴等を推奨。	<u>リーダーは研修会への参加必須。</u>

上記以外にも変更があります。詳細については、令和 7 年度の募集要項をご確認ください。